

商品概要説明書

定期積金＜定額式＞

(平成 年 月 日現在)

商品名	・定期積金＜定額式＞ 愛称：G o G o シニア！！
募集期間	・平成 29 年 4 月 3 日（月）～平成 30 年 3 月 30 日（金） なお、募集総額に達した場合や、金利情勢が大幅に変化した場合には取扱いを終了させていただきます。
募集総額	・J A バンク神奈川（J A 横浜・J A セレサ川崎・J A よこすか葉山・J A 三浦市・J A さがみ・J A 湘南・J A いせはら・J A はだの・J A あつぎ・J A 県央愛川・J A かながわ西湘・J A 相模原市・J A 津久井郡）合計で満期給付契約総額 300 億円
ご利用いただける方	・個人のみ ・当店舗で既に公的年金（国民年金・厚生年金・共済年金）をお受取りの方、または、公的年金の裁定請求開始日までの期間が 1 年以内で、受取口座を当店舗口座として、ご指定いただける方で次の①または②のいずれかを満たす方。 ①当 J A で公共料金（※ 1）のいずれかを既に口座引落している方、または、新たに引落していただける方。（※ 2） ②当 J A で J A カード一体型のご契約がある方（または、新たにご契約いただける方）で、かつ、同カードに公共料金（※ 1）のいずれかがセットされている方。（※ 2） ※ 1 公共料金とは、「電気」・「電話（固定・携帯）」・「NHK」・「ガス」・「水道」をいう。 ※ 2 ①および②の条件は、同一世帯の方が満たす場合も含む。 ・本商品はおひとり様 1 契約限りとしたします（以前に販売した本商品の契約が残っている方については、契約が満了するまで、新たに本商品のご契約できないものとします）。
期 間	・12 か月以上 36 か月以内
払込方法 （1）払込方法 （2）払込金額 （3）払込単位	・契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。 ・掛込周期は 1 か月、2 か月のいずれかとします。 ・1 回あたり 10,000 円以上 30,000 円以内 ・1,000 円単位
払戻方法	・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して給付契約金を払い戻します。
給付補填金 （1）適用利回り （2）支払頻度 （3）計算方法 （4）税 金 （5）金利情報の入手方法	・契約時の約定利回り 0.20% を満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を 1 円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。 ・20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）※の分離課税となります。 ※平成 49 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・金利（約定利回り）は店頭のコピーボードに表示しています。

手数料	—
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・総合口座の担保に組み入れできます。 (貸越利率は担保定期積金の約定利回りに年0.5%を上乗せした利率) ・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息相当額とともに払い戻します。
貯金保険制度 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または総合リスク管理課（電話：0463-81-7712）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、神奈川県農業協同組合中央会が設置・運営する神奈川県JAバンク相談所（電話：045-680-3079）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA総合リスク管理課または神奈川県JAバンク相談所にお申し出ください。 神奈川県弁護士会紛争解決センター（電話：045-211-7716）</p>
その他参考となる 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定利回り（年365日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。 ・掛金が掛込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。 ・自動振替による払い込み時に振替口座が貸越状態となる場合は、払い込みを行いません。 ・全額前納積立のお取扱いはいたしかねます。 ・本商品の契約期間中は継続して当店舗で年金をお受取りいただくこと、公共料金を当JA、またはJAカードにてお支払いいただくことが条件となります。契約期間中に本条件が満たされない場合は、証書（又は通帳）記載の利率に関わらず、契約日時点の定期積金の約定利回りを契約日に遡って適用する場合があります。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAはだの